

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対 象 建 物 木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場
- (2) 需 要 場 所 京都府相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地 他
- (3) 業種及び用途 下水道処理施設

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

	浄化センター	相楽中継ポンプ場	自家発 補給契約※
電気方式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	
標準電圧	6,000V	6,000V	
計量電圧	6,000V	6,000V	
標準周波数	60 ヘルツ	60 ヘルツ	
受電方式	本線受電のみ	本線受電のみ	
定格出力及び台数	1,500kVA 1 台	625kVA 1 台	25KW 4 台
用途	非常用	非常用	場内発電
定格電圧	6.6kV	6.6kV	200V
系統連携の有無	無	無	有
アンソラーサービス料対象容量			0 kW

※自家発補給契約については平成 27 年 10 月（供用開始）以降の使用実績は 0 である。

- (2) 予定使用電力量等

別添の各施設の電力使用計画のとおり

- (3) 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日 0 時から令和 3 年 3 月 3 1 日 2 4 時

- (4) 需給地点

浄化センターにおける令和 2 年度は、需要場所における京都府の構内高圧架空引込第 1 柱上の第 1 支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点。変更する場合は京都府と協議すること

- (5) 電気工作物の財産分界点

浄化センターにおける令和 2 年度は、需要場所における京都府の構内高圧架空引込第 1 柱上の第 1 支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点。変更する場合は京都府と協議すること。

- (6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。変更する場合は京都府と協議すること。

(7) 検針日および計量

検針日（計量日）は毎月1日とする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = [\text{有効電力量} / \{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}^{1/2}] \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

燃料費調整は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定し、燃料費の調整を行うこととする。

なお、契約期間中の基準燃料価格、基準単価、原油換算係数等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他の割引がある場合にあつては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再エネ発電促進賦課金など（以下「賦課金等」と言う。）

賦課金等は、京都府を供給区域と一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあつては、賦課金等は、考慮しないこと。

(14) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府は、その代金を支払うものとする。

(17) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、双方協議の上で決定するものとする。

木津川上流浄化センター内各月の電力使用計画年度→平成 2 年度

最大電力(kW)	使用電力量(kWh)					
	重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	季節区分	
					夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)
4月	820	186,400	204,400	390,800	—	390,800
5月	820	175,100	236,000	411,100	—	411,100
6月	820	217,200	198,000	415,200	—	415,200
7月	820	104,900	232,300	454,200	454,200	—
8月	820	110,500	227,000	461,400	461,400	—
9月	820	103,900	228,000	425,900	425,900	—
10月	820	210,300	204,800	415,100	—	415,100
11月	820	182,200	199,500	381,700	—	381,700
12月	820	200,500	229,800	430,300	—	430,300
1月	820	194,100	242,500	436,600	—	436,600
2月	820	201,500	214,900	416,400	—	416,400
3月	820	219,400	240,000	459,400	—	459,400
合計	—	2,096,100	2,657,200	5,098,100	1,341,500	3,756,600

自家発電補給契約料金各月の電力使用計画年度→令和 2 年度

最大電力(kW)	使用電力量(kWh)				季節区分	
	重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)
4月	100	0	0	0	0	0
5月	100	0	0	0	0	0
6月	100	0	0	0	0	0
7月	100	0	0	0	0	0
8月	100	0	0	0	0	0
9月	100	0	0	0	0	0
10月	100	0	0	0	0	0
11月	100	0	0	0	0	0
12月	100	0	0	0	0	0
1月	100	0	0	0	0	0
2月	100	0	0	0	0	0
3月	100	0	0	0	0	0
合計	—	0	0	0	0	0

相楽中継ポンプ場各月の電力使用計画年度→令和 2 年度

最大電力(kW)	使用電力量(kWh)				季節区分	
	重負荷 (夏季10~17時)	全日 (高圧電力BSのため 夏季・その他季別)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)
4月	—	31,500	—	31,500	—	31,500
5月	—	34,300	—	34,300	—	34,300
6月	—	33,600	—	33,600	—	33,600
7月	—	35,100	—	35,100	35,100	—
8月	—	33,100	—	33,100	33,100	—
9月	—	33,100	—	33,100	33,100	—
10月	—	34,800	—	34,800	—	34,800
11月	—	32,400	—	32,400	—	32,400
12月	—	32,800	—	32,800	—	32,800
1月	—	32,000	—	32,000	—	32,000
2月	—	30,800	—	30,800	—	30,800
3月	—	33,500	—	33,500	—	33,500
合計	0	397,000	0	397,000	101,300	295,700